(5) 有限会社福井材生産・宅配

ア. 会社概要

有限会社福井材生産・宅配(以下、「宅配社」という)は、現取締役の先代が、戦後、素材生産を開始し、その後製材業も行っていた。しかしその製材工場は、平成2年に設備の老朽化等により閉鎖し、同社は平成7年に素材生産を主業とする有限会社として法人化した。生産した福井材の主要なユーザへの直送を行うことから、「福井材生産・宅配」というユニークな社名をつけた。

宅配社の、ここ数年の年間素材生産量は、1,600~1,800 ㎡で推移している。しかし再造林の手間をきらい、最近では伐採を控える林家が多くなり、民有林における伐採量は、今でも減少傾向で推移している。林家から直接依頼を受ける伐採作業は、一作業あたり500 石程度の作業がほとんどである。伐採地別素材生産量割合は、自社有林3割の他、森林組合請負生産等7割であり、森林組合の請負生産については、間伐等森林整備のための伐採が主体である。

宅配社における合法性の証明は、主に伐採届又は適合通知書の写しと伝票を使って行っている。現在は生産している素材について、可能な限り合法証明を行うようにしている。

イ.「合法木材マーク」の表示

宅配社では、「合法木材マーク」の表示は、自社商品と他社商品間、合法証明された木材と合法証明ができない木材との間の差別化を行うツールとして有効だと考えている。

同社によれば、今回使用したマークは、デザインが良く、カラフルで、原木に表示すると目立つので、気に入っているとのことで、今後とも是非とも表示を継続させてもらいたとの意向である。ただし原木木口へのマーク表示については、シールの糊だけでは、マークが剥離するので、ガンタッカーによるピン止めが必要であった。

実証実験で「合法木材マーク」を表示した原木に関しては、クラシス株式会社が、通常よりもやや高い価格で購入している。クラシス社が購入した丸太以外の丸太も、木材市売市場で、2~7社の買方が、「合法木材マーク」表示原木を購入しようとセリ合った。宅配社によれば、福井県内では、合法木材への取り組みへの認識が薄く、素材生産業者には浸透していないように感じている。このため、丸太への「合法木材マーク」の表示が、他の都道府県と比較して、買方に対する商品の差別化の効果として大きく出ているようである。

今回の実験に関しては、「合法木材マーク」を表示した原木が、マークを表示していない原木より も高く売れていることもあって、宅配社では、表示コストの負担を感じていない。同社は、「合法木 材マーク」の表示をこれからも継続したいと希望している。

また合法木材と合法証明ができない木材との差別化に関して、合法性が証明できない木材に関しては、国や県が行っている補助事業や助成金等の対象からはずすことや、合法木材については、5%程度の価格上乗せをはかること等、何らかの具体的な措置が、合法性証明を市場に普及させるために必要だと考えている。



写真2(5)1 「宅配者」の表示

ウ. 合法木材証明の普及と事務処理の円滑化

福井県内では、県産材原木の合法性証明が、正確かつ迅速に行われるようにならないと、合法性証明は普及しないとの声があがっている。

すなわち、県立自然公園における伐採許可業務及び市町村における伐採届事務処理に、時間がかかりすぎるとの指摘がある。たとえば市町村における伐採届の受理は、約2 $_{7}$ 月、適合通知書を発するための事務処理は、伐採後2 $_{3}$ $_{7}$ 月を要している。また県立自然公園における伐採許可においては、申請から許可されるまでに、約8 $_{7}$ 月を要した事例がある。

福井県は雪国であることから、素材生産が可能な「伐採シーズン」は、おおよそ4月から 11 月までである。また民有林の所有者から素材生産業者に伐採の依頼等があるのは、伐採シーズンに入ってからが多い。

伐採できる期間が限られていることに加え、依頼後、1 月以上、伐採を延期していると、「伐採の意向がある山持ちがいる」との噂を聞きつけて、同業他社が、伐採を依頼している所有者に、伐採作業を持ちかけて競争になったり、その結果、山持ちが他業者に伐採を依頼してしまったりするので、伐採の依頼を受けた素材生産業者は、依頼後半月から1 ヶ月以内に伐採しないと仕事にならないことが多いという。

このため、伐採に関わる正当な届出又は許可なしに伐採を行っているとみられる素材生産業者が相当数いるとみられている。

県、市町村に対し、木材の合法性証明の重要性を再認識させるとともに、迅速な事務処理に徹する 体制を構築するように、林野庁からも働きかけて欲しいとの要望が出ている。